

有馬温泉まちづくり事業補助金等交付要綱

令和7年4月18日 経済観光局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、有馬温泉まちづくり基本計画および後期行動計画の実現に向けた地域主体の取り組みを支援するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有馬温泉まちづくり基本計画：平成25年に有馬地域の住民や事業者等が中心となり策定した有馬の観光振興とまちづくりに関する計画。世界に誇れる温泉地を目指し、伝統や文化の継承、六甲山・温泉を活かした健康づくりの推進など、有馬町で暮らしている人がいつまでも誇りを持てるまちであり続けていくために、策定後15年間での達成を目標に実践していくもの。
- (2) 後期行動計画：有馬温泉まちづくり基本計画の策定から7年経過時（令和3年）、有馬を取り巻く環境の変化に対応するため、それまでの活動に対する計画の中間検証を行うとともに、以降の7年間で取り組むべきことを整理したもの。「有馬に人を増やす」「滞在時間を増やす」「有馬を知る機会を増やす」「安全・安心・快適を増やす」の4つの基本方針に基づいた具体的な取り組み計画を策定している。

(対象団体)

第3条 補助事業者等の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 神戸市北区有馬町に活動拠点を置く団体または住民が主たる構成員となる団体
- (2) 有馬温泉まちづくり基本計画および後期行動計画の実現に向け取り組む団体

(対象経費)

第4条 補助事業等の対象となる経費は、第1条の目的を達成するために必要な申請年度の事業費とする。

ただし、目的に反する経費、租税公課、減価償却費、退職給付費用、役員報酬、福利厚生費及び雑費、本市または本市外郭団体から請け負った委託事業に伴う支払い経費及び補助金等を財源として支出した経費、その他市長が不相当と認めた経費については、助成対象外とする。

(補助金等の額)

第5条 前条の補助対象経費における補助金の額は、当該年度の予算の範囲内で定める。

2 前項に定める補助金の額については、2,000千円を上限とし、千円未満の端数を切り捨てるものとする。

3 市長は、第1項の規定により算定した金額の合計が当該年度の本補助金の予算を超過する場合は、第1項の規定にかかわらず補助金の額を減額して交付又は交付しないことができる。

(交付申請)

第6条 申請団体は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金等の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金等交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書

(交付の決定)

第7条 市長は、前条に規定する補助金交付申請書を受理した場合は、補助の可否及び補助金の交付予定額を決定し、次に掲げる書類により、すみやかに申請者へ通知するものとする。

(1) 補助金等交付決定通知書(様式第2号)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前条による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

(1) 補助金等不交付決定通知書(様式第3号)

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助事業等の変更等)

第8条 第7条第1項に掲げる補助金等交付決定通知書を受けた団体(以下、補助団体という。)が補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは、補助金等交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは、補助事業等中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。ただし事業目的の達成のために、効率的又は能率的に事業を実施する上で、やむを得ず生じる経費配分や計画の変更については、この限りではない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金等交付決定変更通知書(様式第6号)又は補助事業等中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により、補助団体に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第9条 補助団体は、補助金規則第15条に基づき補助事業等の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業等の完了後、当該補助活動の属する年度末日までに市長に提出しなければならない。なお、中止、廃止の承認を受けた場合は、助成事業実績報告書を、承認を受けた日から10日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業等実績報告書(様式第8号)

(2) 事業の実施状況がわかる書類

(3) 補助事業等に係る収支決算書

(交付額の確定)

第10条 市長は、補助金規則第16条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助団体に通知するものとする。

(1) 補助金額等確定通知書(様式第9号)

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金等の請求)

第11条 補助団体は、補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等請求書(様式第10号)を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金等を補助団体に支払うものとする。

(補助金の概算払の請求)

第12条 補助金は、第7条の交付決定後、概算払することができる。補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。市長は、その請求内容が適当と認めたときは、補助事業者に対し概算払で補助金を交付する。

(概算払いによる交付額の確定及び精算)

第 13 条 市長は、補助金規則第 16 条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助団体に通知するものとする。

(1) 補助金額等確定通知書 (様式第 9 号)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第 16 条により補助金等の交付額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が概算払いにより交付されているときは、前項の報告受理後に期限を定めて、確定した交付額を超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

3 補助事業者は、市長から前項の請求があったときは、期限内に市長の指定する方法で精算しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 14 条 市長は、補助金規則第 19 条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金等交付決定取消通知書 (様式第 12 号) により当該補助団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金等の交付を取消した場合において、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めて補助金等を返還させるものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関して必要な事項は、経済観光局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 18 日から施行する。

補助金等交付申請書

年 月 日

神戸市長宛

住 所	
団 体 名	
代表者名	

下記補助金等の交付について、申請します。

記

補助事業等の名称			
目的及び内容			
補助事業等の期間	着手予定年月日	年	月 日
	完了予定年月日	年	月 日
補助金等の額	円		
算出の基礎			
添付書類	・事業計画書 ・補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類		

別記

収支予算書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

(注) 収支の計は、それぞれ一致する。

補助金等交付決定通知書

(公 印 省 略)
第 号
令和 年 月 日

(補助団体名) 様

神戸市長

令和 年 月 日付で申請のあった下記事業については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助事業等の名称	
補助金等の交付対象事業 及びその内容等	上記補助事業等交付申請書に記載のとおり
補助金等の額	円
交付の条件	<ul style="list-style-type: none">・本交付決定の内容について補助事業等の内容、経費の配分又は遂行計画の変更が見込まれるときは、当該事業開始年度の2月末日までに補助金要綱第8条に基づく変更承認申請を市長に提出すること。・補助金要綱第9条に基づく実績報告は、当該事業開始年度末日までに市長に提出すること。・補助金の過払いが生じた場合は、市長からの請求に基づき、期限内に市長の定める方法で納付すること。・上記のほか、補助金規則及び補助金等交付要綱に従うこと。

補助金等不交付決定通知書

(公 印 省 略)
第 号
令和 年 月 日

(補助団体名) 様

神戸市長

令和 年 月 日付で申請のあった事業については、下記の理由により不交付とすることに決定したので通知します。

記

1 補助申請事業等の名称

2 不交付とした理由

別記

収支予算書

1 収入の部

科目	予算額	摘要
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
計	(円) 円	

2 支出の部

科目	予算額	摘要
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
計	(円) 円	

(注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。

2 表中、変更前の金額は上段に（ ）書き、変更後の金額は下段に記入する。

補助事業等中止（廃止）承認申請書

年 月 日

神戸市長宛

住 所	
団 体 名	
代表者名	

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった下記事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、承認願いたく申請します。

記

補助事業等の名称	
中止(廃止)の理由	
中止(廃止)の期日(期間)	年 月 日 (から 年 月 日までの間)

補助金等交付決定変更通知書

(公 印 省 略)
第 号
令和 年 月 日

(補助団体名) 様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で変更申請のあった下記事業について、次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業等の名称		
補助金等の交付対象事業 及びその内容等	上記補助金等交付決定内容変更承認申請書に記載のとおり	
補助金等の額	当初交付決定額	円
	変更交付決定額	円
	差引交付決定額	円
交付の条件	・ 本表第2項の交付決定内容変更承認申請書に記載の内容のほか、当初の交付決定通知書（ 年 月 日付 第 号）の表第4項「交付の条件」のとおりとする。	

補助事業等中止（廃止）承認通知書

（公印省略）

第 号

令和 年 月 日

（補助団体名） 様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で中止（廃止）申請のあった下記事業について、
次のとおり承認することに決定したので通知します。

記

補助事業等の名称	
交付決定日・番号	令和 年 月 日付 第 号
中止（廃止）の期日（期間）	令和 年 月 日（から令和 年 月 日までの間）

補助事業等実績報告書

年 月 日

神戸市長宛

住 所	
団 体 名	
代表者名	

年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、その実績を報告します。

記

補助事業等の名称			
補助事業等の期間	着手(予定)年月日	(年 月 日)
	完了(予定)年月日	(年 月 日)
補助金等の額	(円) 円		
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実施状況がわかる書類 ・ 補助事業等に係る収支決算書又はこれに代わる書類 		

(注) 交付決定内容を上段に () 書き、実績を下段に記入する。

別記

収支決算書

1 収入の部

科目	決算額	摘要
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
計	(円) 円	

2 支出の部

科目	決算額	摘要
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
	(円) 円	
計	(円) 円	

(注) 1 収支の計は、それぞれ一致する。

2 表中、変更前の金額は上段に () 書き、変更後の金額は下段に記入する。

補助金額等確定通知書

(公 印 省 略)
第 号
令和 年 月 日

(補助団体名) 様

神戸市長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定のあった下記事業について、補助金等の額を確定したので通知します。

記

補助事業等の名称	
補助金等の確定額	円
特記事項	

補助金等交付決定取消通知書

(公 印 省 略)
第 号
令和 年 月 日

(補助団体名) 様

神 戸 市 長

令和 年 月 日付 第 号で交付決定した下記事業については、次のとおり
交付決定を取消したので通知します。

記

補助事業等の名称	
補助金等の額	円
取消しの理由	